

○ 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和４年12月21日付け４農産第3508号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部は改正部分）

改 正 後						改 正 前					
（趣旨） 第１ 作物生産において必要不可欠な農業資材の一つである肥料については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受けざるを得ない状況にある。 肥料を生産現場に安定的に供給していくためには、こうした影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めることが必要である。 このため、海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料（以下「国内資源由来肥料」という。）への転換を進める取組等を支援する。 <u>また、国内資源由来肥料への転換を進める過程において、肥料原料価格が急騰し、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合は、農業経営への影響を緩和する対策を実施する。</u>						（趣旨） 第１ 作物生産において必要不可欠な農業資材の一つである肥料については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受けざるを得ない状況にある。 肥料を生産現場に安定的に供給していくためには、こうした影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めることが必要である。 このため、海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料（以下「国内資源由来肥料」という。）への転換を進める取組等を支援する。					
（交付の目的） 第３ 補助金は、国内資源由来肥料の活用を進める取組等を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。						（交付の目的） 第３ 補助金は、国内資源由来肥料の活用を進める取組を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。					
別表（第５、第６、第７、第８及び第16関係）						別表（第５、第６、第７、第８及び第16関係）					
区分	経費	補助率	交付対象者	重要な変更		区分	経費	補助率	交付対象者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更					経費の配分の変更	事業内容の変更
1 国内肥料資源活用総合支援事業	（略）			（略）	1・2（略） 3 事業実施主体に	1 国内肥料資源活用総合支援事業	（略）			（略）	1・2（略） 3 事業実施主体に

(1) ～ (5) (略)		(略)	(略)		おける区 分の欄の 1の (1)か ら(6) までに掲 げる事業 ごとの国 庫補助金 の増 4 事業実 施主体に おける1 の区分の 欄の1の (1)か ら(6) までに掲 げる事業 ごとの3 0%を超 える国庫 補助金の 減	(1) ～ (5) (略)		(略)	(略)		おける区 分の欄の 1の (1)か ら(5) までに掲 げる事業 ごとの国 庫補助金 の増 4 事業実 施主体に おける1 の区分の 欄の1の (1)か ら(5) までに掲 げる事業 ごとの3 0%を超 える国庫 補助金の 減
(6) 肥料価 格急騰時 の影響緩 和対策		農産局 長が別 に定め る補助 率	農産局長が 別に定める 者			(新設)		(新設)	(新設)		
2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。